



## 計画の基本理念と基本目標

### 1 計画の基本理念

#### 人生の喜びを共に支える福祉のまちづくり

「基本理念」については、第7期計画の基本理念を継承し、引き続き誰もが安心して暮らせる地域社会・健康で生きがいのある福祉社会の構築を目指していきます。

### 2 計画の基本目標

「基本目標」については、基本理念の実現及び「地域包括ケアシステム」の推進を図る観点から、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスに関する取組を整理し、4つの「基本目標」を設定した第7期計画の基本目標を踏襲します。

#### 基本目標 1 地域で支える総合的な支援体制の構築

後期高齢者の増加は、介護保険サービスの需要増加につながることから、これまで以上に、介護保険サービスの量的な整備と質の向上を図るとともに、地域包括ケアシステムの深化・推進を目指します。そのために、地域包括ケアシステムの中核的な機関である地域包括支援センターの機能強化を進めて、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供できる体制を構築します。

希望する高齢者が、最後まで自宅で暮らせるように、地域における在宅医療・介護の連携を進めて、看取りも含めて自宅で医療と介護のサービスを一体的に受けられる体制を整備します。

## 基本目標 2 安心して暮らせる地域づくり

---

高齢者が住み慣れた地域で、できる限り長く自立して生活できるように、多様な地域資源の開発とともに、高齢者の生活を支える生活支援サービスを提供できる体制の充実を図ります。

また、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる地域社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、普及啓発・本人発信支援、予防、医療・ケア・介護サービス・介護者への支援、認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援などの「共生」と「予防」の視点に立った施策を推進します。

## 基本目標 3 生きがいつくりと健康づくり・介護予防の推進

---

高齢者ができる限り長く、心身ともに健康な状態で生活できるよう、老人クラブ活動、介護予防支援きらり活動事業、生涯学習活動、シルバー人材センターを中心とした就労支援など、高齢者の生きがいつくりにつながる多様な機会を提供します。

また、高齢期を迎える前からの健康の保持・増進及び要介護状態等になることの予防を目的とした市民の健康づくりを推進するとともに、要支援高齢者の自立支援と重度化防止を目的とする介護予防事業に取り組みます。

## 基本目標 4 介護保険事業の適正・円滑な運営

---

要介護等高齢者の増加と介護離職の防止対策を踏まえて、介護保険サービス提供体制の計画的な基盤整備を進めるとともに、住み慣れた地域で、日常生活の支援や保健・医療・介護サービスを利用しながら暮らし続けることのできる居住の場の整備を図っていきます。また、将来的にも介護サービスが円滑に提供できるよう、介護人材の確保対策を長期的な視点をもって取り組みます。

家族介護者が同じ立場の人と交流することで精神的な負担軽減につながり、介護についての知識等を学ぶ機会を提供して、家族介護者の支援を進めます。

介護保険事業の運営においては、保険者機能を強化して、適切なサービス利用とサービスの質の向上のための取組を進めます。

### 3 2025年・2040年を見据えた地域包括ケアシステムの構築

地域包括ケアシステムとは、高齢者が住み慣れた地域の中で、必要に応じて、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される仕組みです。

国では、団塊の世代が75歳以上となる2025（令和7）年を目途に、介護が必要になっても、認知症になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるように、地域包括ケアシステムの構築の実現を目指しています。さらには現役世代が急減すると予想される2040（令和22）年を見通すことが求められています。

ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者など、支援を必要とする高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止や、介護保険制度の持続可能性を確保するうえでも、地域包括ケアシステムの深化・推進が求められます。

本市においても、基本理念である『人生の喜びを共に支える福祉のまちづくり』を実現するためには、「地域包括ケアシステム」を構築・強化することが重要となることから、本市の抱える課題を踏まえ、既存の高齢者支援に関する取組や地域資源、ネットワークなどを十分に加味しながら、「松原市の地域包括ケアシステム」を設定し、その深化・推進を図っていきます。

#### 《日常生活圏域の設定について》

本市では、市域を4つの地域に区分して、これらを「日常生活圏域」として、拠点施設や各種サービスの提供の基本単位とすることとしています。

本計画は、地域包括ケアシステムの構築のために、地域包括支援センターを中心として、これまで培ってきた各圏域の関係性を考慮し、引き続き地域における包括的ケアを推進し浸透させていくために、4圏域における地域特性を踏まえた、きめ細かな相談支援体制を展開していきます。

#### ■ 4つの日常生活圏域 ■

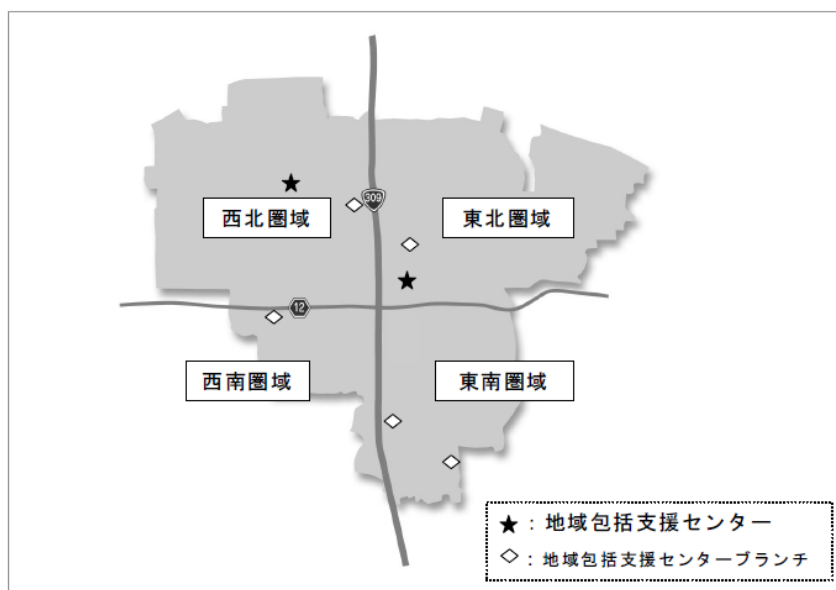
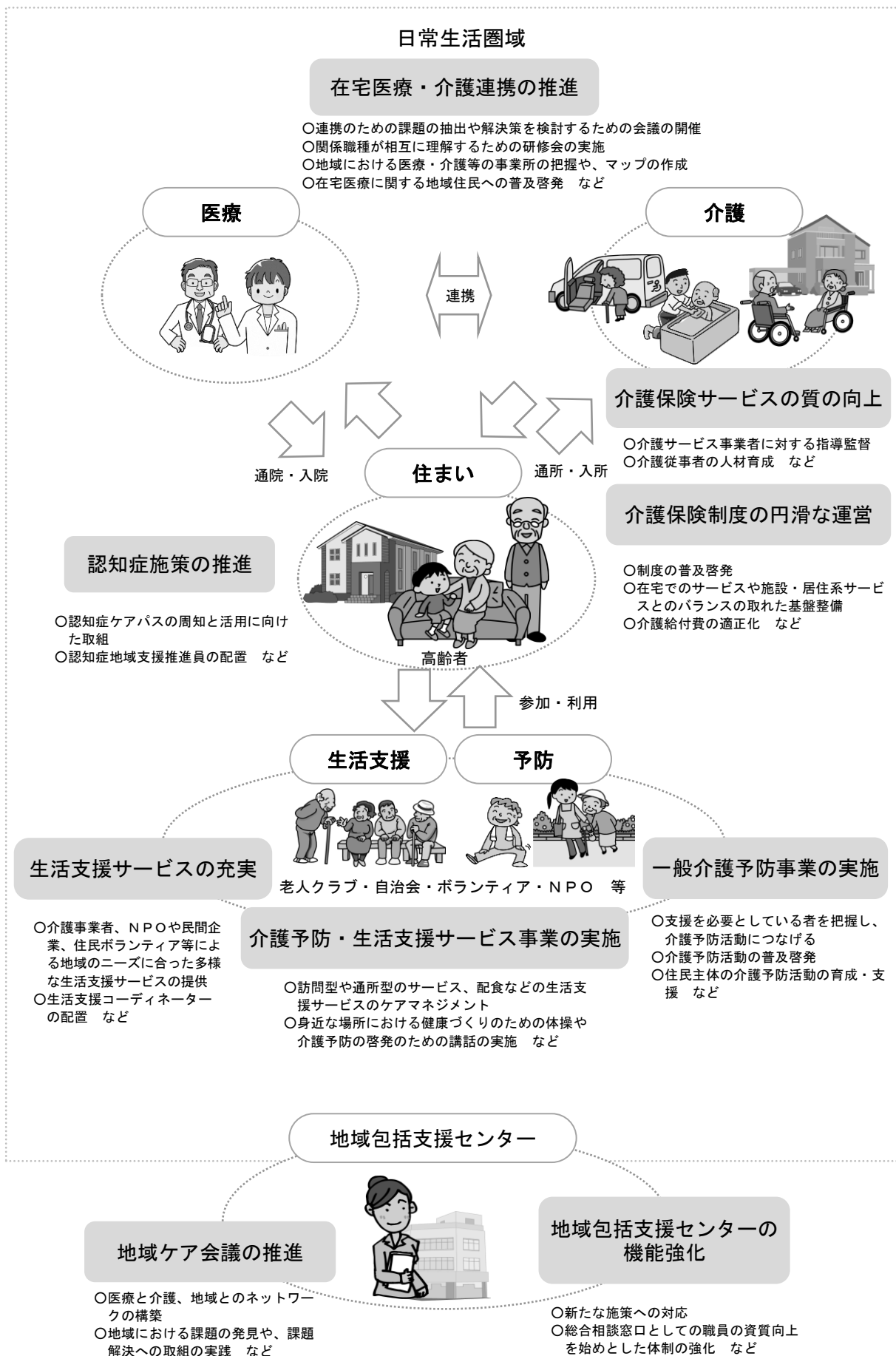


図 地域包括ケアシステムのイメージ



## 4 認知症施策の推進

高齢化の進展に伴う認知症高齢者の増加への取組として、国では「認知症施策推進大綱」を定めています。本市では、国の「認知症施策推進大綱」における基本的な考え方を前提として、認知症施策の推進に取り組みます。

### 【認知症施策推進大綱 基本的考え方】

認知症はだれもがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなどを含め、多くの人にとって身近なものとなっている。認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進していく。

本大綱において、

- ・「共生」とは、認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きる、という意味である。引き続き、生活上の困難が生じた場合でも、重症化を予防しつつ、周囲や地域の理解と協力の下、本人が希望を持って前を向き、力を活かしていくことで極力それを減らし、住み慣れた地域の中で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けることができる社会を目指す。

- ・「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味である。

運動不足の改善、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が、認知症の発症を遅らせることができる可能性が示唆されていることを踏まえ、予防に関するエビデンスの収集・普及とともに、通いの場における活動の推進など、正しい知識と理解に基づいた予防を含めた認知症への「備え」としての取組に重点を置く。結果として、70歳代での発症を10年間で1歳遅らせることを目指す。また、認知症の発症や進行の仕組みの解明、予防法・診断法・治療法等の研究開発を進める。

こうした基本的な考え方の下

1. 普及啓発・本人発信支援
2. 予防
3. 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
4. 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援
5. 研究開発・産業促進・国際展開

の5つの柱に沿って施策を推進する。その際、これらの施策は全て認知症の人の視点に立って、認知症の人やその家族の意見を踏まえて推進することを基本とする。

## 5 施策体系

〔 基本理念 〕

〔 基本目標 〕

〔 取組 〕

